サードパーティー贈収賄・汚職防止原則

サードパーティー[1] は、贈収賄防止／汚職防止法[2] に違反する活動に関与してはならない。

1 一般原則

(a) サードパーティーは、贈収賄・汚職防止法違反を禁止しその疑いや違反を防止、検出、調査するために合理的に設計された内部方針と手続きを実施し、維持する必要があります。そのような方針および手続きにおいては、特にファシリテーションペイメントを禁止しなければならなりません[3] 。

(b) サードパーティーは、すべての交流、取引、活動をムンディファーマのために、またはムンディファーマの代理として、合法的かつ倫理的な方法で、合法的な事業目的のためにのみ行わなければなりません。

(c) サードパーティーは、ムンディファーマのために、またはムンディファーマの代理として実施したサービスに関連して行われた支払いおよび取引を、サードパーティーの帳簿、勘定および記録に、正確かつ合理的な詳細さで記録しなければなりません。

(d) サードパーティーは、本文書に含まれる原則に違反する疑いがある、または違反が確認された場合、直ちに報告しなければなりません。報告先は、該当するムンディファーマの代表者、またはムンディファーマのインテグリティラインです。

2 政府関係者（公務員等）との協力[4]

(a) ムンディファーマから書面で権限を与えられたサードパーティーは、ムンディファーマのために、またはムンディファーマの代理として政府関係者（公務員等）と対話することができますが、それは合法的かつ必要な業務上の理由のためにのみ行わなければなりません。政府関係者（公務員等）とのすべての取引は、以下の場合に限ります：

i) 政府公認の電子メールアドレスや電話番号、利用可能な場合はオンラインサービスなど、公式の連絡手段を活用すること

ii) ムンディファーマに関する問題を担当する政府関係者（公務員等）とともに、適切な指揮系統に従うこと

---

[1] **サードパーティー**とは、ムンディファーマが商品および/またはサービスの提供のために関与する個人または事業体であり、供給業者、販売業者およびその従業員、その他の契約労働者、子会社および関連するサードパーティーを含みますが、これらに限定されない。

[2] **贈収賄防止/汚職防止法**とは、1977 年米国海外腐敗行為防止法（Foreign Corrupt Practices Act 1977）、2010 年英国贈収賄防止法（Anti-Bribery Act 2010）、米国海外職権乱用防止法（Foreign Extortion Prevention Act）、およびサービスが実施される、および/または該当するサードパーティーが居住、登録、および/または法的に確立されている、関連する国または場所で施行されている法律など、公的腐敗または商業的贈収賄に対処するすべての適用法を意味する。

[3] **便宜供与**とは、政府職員が他の方法で行う必要のある定型的な職務を遂行するよう、あるいは迅速化するよう誘導するために行われる支払いのことをいう。

[4] **政府関係者（公務員等）**とは、以下のいずれかを指します：1）政府当局、政党、政党関係者、政治家候補の役員、職員、代理人、代表者、2）公的な国際機関（世界保健機関、国連、または類似の機関など）の職員、職員、3）政府機関、省庁、政府のために働く組織、または公的な国際機関のために、または政府を代表して、公的または非公式な立場で行動する者、4）家族、および政府関係者の近しい関係者として一般的に知られている個人。

(b) サードパーティーは以下のことを行ってはなりません：

i) 政府関係者（公務員等）、または政府関係者（公務員等）に代わって行動していると合理的に見受けられる人物、またはそのように考えられる人物から、贈答品[5] 、接待[6] 、またはその他の有価物を要求または受領すること

ii) 政府関係者（公務員等）、またはムンディファーマに影響を与えうる意思決定に影響力を持つ元政府関係者（公務員等）、または政府関係者（公務員等）の代理として行動していると合理的に見受けられる、またはそのように考えられる人物に対し、贈答品、接待、その他の有価物、便宜を申し出る、約束する、贈答することに同意する、または贈答品、接待、その他の有価物、便宜を供与すること

iii) 政府関係者（公務員等）（過去 12 カ月以内、または適用法で規定されるそれ以上の期間に政府関係者（公務員等）の地位にあった個人を含む）を、有給または無給のコンサルタントまたはサービスプロバイダーとして従事させること

(c) サードパーティーは以下の場合、政府関係者（公務員等）に対して、または政府関係者（公務員等）から、不定期に「ホスピタリティ」[7] を供与したり授受したりすることができます：

i) 控えめな外観とリーズナブルな価格；

ii) 提供頻度が低い；

iii) 法律、規制、業界規範、または受領者の雇用主の内部方針によって禁止されていない；

iv) 公的な意思決定や行動に不適切な影響を及ぼすことを意図していない、または及ぼす可能性が低い；

v) 政府関係者（公務員等）との合法的かつ必要な交流の一部であること

vi) サードパーティーの帳簿および記録に正確かつ速やかに記録されること

3 政府関係者（公務員等）以外との協力

(a) サードパーティーは以下の場合、民間の個人または団体に対し、または民間の個人または団体から、贈答品、接待、歓待、その他有価物を提供または受領することができる：

i) 自由に授受される（すなわち、意図された受取人またはその代理を務める誰かによる要求や要求ではない）；

ii) 控えめな外観とリーズナブルな価格；

iii) 滅多に贈られない、または受領しない；

iv) 適用法または提供側もしくは受領側の雇用主の社内規定によって禁止されていないこと；

v) 正当な取引関係に関連して授受されるもの；

vi) サードパーティーの帳簿および記録に正確かつ速やかに記録されること。

vii) 受領者の意思決定や行動に非常に近い時期に、その意思決定や行動に不適切な影響を及ぼすような効果や見かけをもたらすような申し出、約束、授受を行わないこと

[5] **贈答品**とは、時計、宝飾品、衣類、エンターテイメントのチケット、個人的なサービスなど、直接的または間接的に受領者に提供され、個人的な利益をもたらすものをいう。

[6] **エンターテイメント**とは 、スポーツや文化イベント、市内観光、ミュージカルや演劇など、主に娯楽を目的としたイベント、パフォーマンス、活動を指す。

[7] **ホスピタリティとは**、食べ物、飲み物（食事やスナックを含む）、旅行、宿泊施設を指します。スナックとは、少量の食べ物や飲み物（例：菓子パン、コーヒー、紅茶、果物、サンドイッチ、サラダ、その他同様のスナックや軽食）を指します。

4 反マネーロンダリング

(a) サードパーティーは、マネーロンダリング（犯罪行為から得た資金を合法的に見せかけるために偽装するプロセス）を防止、検出、調査するために、以下を確実にすることを含む適切な措置を講じなければならない：

i) 外部当事者[8] への支払は、正当かつ文書化された理由によってのみ行われること；

ii) 支払いを受ける外部当事者は、支払いが行われる国で法的に設立された合法的な事業体である；

iii) 支払われる銀行口座が、受取人の銀行口座であること

iv) 支払いは、外部当事者が居住する国、または法的に設立され、関連サービスを実施する国において、それぞれの通貨で行われること

[8] **外部当事者**とは、ムンディファーマが直接関係しない、または顧客、HCP、HCO、政府当局および/または政府関係者（公務員等）と交流するムンディファーマ社員ではないサードパーティーまたはその他の事業体を指す。